

みんなのマナーで美しいまちづくり



ポイ捨て、路上喫煙は やめましょう！

空き缶、ペットボトル、紙くずやタバコの吸い殻などは捨てないでください！
路上喫煙はしないようにしましょう！



空き缶、ペットボトル、紙くずやタバコ
の吸い殻などを捨てない



路上喫煙禁止区域内での路上
喫煙は禁止です。

三田市役所 環境創造課 Tel079-559-5064
fax079-562-3555

ポイ捨て防止条例について

市は、美化意識やマナーの向上による美しいまちづくりを進めるため、空き缶やたばこの吸殻などのポイ捨て、自転車等の放棄の防止と飲料容器の再資源化の促進を目的に「三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例」（ポイ捨て防止条例）を施行しています。

市は

- ポイ捨てや自転車等の放棄を防止し、指定容器の再資源化を促進するために必要な施策を実施します。
- 環境美化推進重点区域や路上喫煙禁止区域を指定し、重点的に美化運動を推進します。

市民の皆様は

- たばこの吸殻等のポイ捨てをしてはいけません。
- 路上喫煙禁止区域は、路上喫煙をしてはいけません。
- 空き缶などは持ち帰るか回収容器に収納してください。
- 指定容器の再資源化を実践してください。
- 地域の美化運動等に積極的に参加してください。

事業者の方は

- 市民への意識啓発や指定容器の再資源化に努めてください。
- 市が実施する施策に協力してください。

まちを美しく
するために

土地の管理者の方は

- 管理する土地の清掃などを実施して、ポイ捨てをされないように管理してください。
- 市が実施する施策に協力してください。

販売業者の方は

- 回収容器を設置し、適正に管理してください。
- 販売場所やその周辺の清掃を実施し、ポイ捨て防止に努めてください。



「空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例」

- 市内全域で路上喫煙をしないように努める
- 路上喫煙禁止区域では路上喫煙をしてはならない

